

十三 減価償却資産の範囲

改	正	後	改	正	前
(電気通信施設利用権の範囲)					
6-1-12	令第13条第8号ツ	……………全て……………	6-1-12	令第13条第8号ソ	……………すべて……………

十四 減価償却の方法

改	正	後	改	正	前
(特別な償却の方法の選定単位)					
6-2-2	……………適用……………に係る……………		6-2-2	……………適用……………に係る……………	
(償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」)					
6-2-4	一旦……………適用……………に係る……………		6-2-4	いったん……………適用……………の規定により読み替えて準用される……………	
(注)	……………		(注)	……………	

十五 固定資産の取得価額等

改	正	後	改	正	前
(固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示)					
6-3-5	……………		6-3-5	……………	
(1)	……………		(1)	……………	
(2)	……………		(2)	……………	
(3)	一旦……………		(3)	いったん……………	

改 正 後	改 正 前
<p>(耐用年数短縮の承認事由の判定)</p> <p>6-3-28 <u>適用</u>に係る.....</p> <p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>6-3-29 <u>適用</u>に係る.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>附1</p> <p>2</p> <p>(機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定)</p> <p>6-3-30 <u>適用</u>に係る.....</p> <p><u>(機械及び装置以外の減価償却資産の未経過使用可能期間の算定)</u></p> <p>6-3-30の2 機械及び装置以外の減価償却資産について令第155条の6(個別損金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)に係る令第57条第1項(耐用年数の短縮)に規定する「未経過使用可能期間」は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果</p>	<p>(耐用年数短縮の承認事由の判定)</p> <p>6-3-28 <u>準用</u>の規定により読み替えて準用される.....</p> <p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>6-3-29 <u>準用</u>の規定により読み替えて準用される.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>附1</p> <p>2</p> <p>(機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定)</p> <p>6-3-30 <u>準用</u>の規定により読み替えて準用される.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの見 積年数（1年未満の端数は切り捨てる。）による。</p> <p>（機械及び装置の使用可能期間の算定）</p> <p>6-3-31 機械及び装置について令第155条の6（個別益金額又は個別損金額 の計算における届出等の規定の適用）に係る令第57条第1項（耐用年数の短 縮）に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の 種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行っ た資産については、その再評価額とする。ただし、申請の事由が規則第37条（個 別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）に係る規則第 16条第2号（特掲されていない設備の耐用年数の短縮）に掲げる事由又はこれ に準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額とする。以下6 -3-31の2において同じ。）を償却基礎価額とし、6-3-30に準じて算定 した年数（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由 に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められ ている耐用年数の算定の基礎となった個別年数とする。以下6-3-31の2に おいて同じ。）を使用可能期間として、耐用年数通達1-6-1に従いその機 械及び装置の全部を総合して算定した年数による。</p> <p>規則第37条に係る規則第18条第1項第2号（耐用年数短縮が届出により認め られる資産の更新の場合等）に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」 についても、同様とする。</p> <p>（機械及び装置の未經過使用可能期間の算定）</p> <p>6-3-31の2 機械及び装置について令第155条の6（個別益金額又は個別損 金額の計算における届出等の規定の適用）に係る令第57条第1項（耐用年数の</p>	<p>（機械及び装置の使用可能期間の算定）</p> <p>6-3-31 機械及び装置について令第155条の6（個別益金額又は個別損金額 の計算における届出等の規定の適用）の規定により読み替えて準用される令 第57条第1項（耐用年数の短縮）に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数 省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の 資産の取得価額（再評価を行った資産については、その再評価額。ただし、申 請の事由が規則第37条（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規 定の適用）の規定により準用される規則第16条第2号（特掲されていない設備 の耐用年数の短縮）に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものであ る場合には、その再取得価額）を償却基礎価額とし6-3-30に準じて算定し た使用可能期間（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げ る事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定 められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数）を当該個々の資産の耐 用年数として、機械及び装置の耐用年数の算定式に従いその機械及び装置の全 部を総合して算定した年数（1年未満の端数は切り捨てる。）による。</p> <p>規則第37条の規定により準用される規則第18条第1項第2号（耐用年数短縮 が届出により認められる資産の更新の場合等）に規定する「その取り替えた後 の使用可能期間」についても、同様とする。</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>短縮》に規定する「未経過使用可能期間」は、個々の資産の取得価額を償却基礎価額とし、6-3-30に準じて算定した年数を使用可能期間として、耐用年数通達1-6-1の2に従って算定した年数による。</u></p> <p>(耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数)</p> <p>6-3-32<u>適用》に係る</u>.....<u>適用》に係る</u>.....</p> <p>(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)</p> <p>6-3-33<u>適用》に係る</u>.....</p> <p>(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等)</p> <p>6-3-34<u>適用》に係る</u>.....<u>適用》に係る</u>.....</p> <p>(1)<u>適用》に係る</u>.....</p> <p>(2)<u>適用》に係る</u>.....</p> <p>(3)<u>適用》に係る</u>.....</p> <p>.....<u>適用》に係る</u>.....</p>	<p>(耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数)</p> <p>6-3-32<u>適用》の規定により読み替えて準用される</u>.....<u>適用》の規定により準用される</u>.....</p> <p>(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)</p> <p>6-3-33<u>適用》の規定により読み替えて準用される</u>.....</p> <p>(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等)</p> <p>6-3-34<u>適用》の規定により準用される</u>.....<u>適用》により準用される</u>.....</p> <p>(1)<u>適用》により準用される</u>.....</p> <p>(2)<u>適用》により準用される</u>.....</p> <p>(3)<u>適用》により準用される</u>.....</p> <p>.....<u>適用》の規定により読み替えて準用される</u>.....</p>

十六 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
<p>(増加償却の適用単位) 6-4-6<u>適用</u>に係る..... (併) (連結中間事業年度で増加償却を行った場合) 6-4-7<u>適用</u>に係る.....</p>	<p>(増加償却の適用単位) 6-4-6<u>準用</u>の規定により読み替えて準用される..... (併) (連結中間事業年度で増加償却を行った場合) 6-4-7<u>準用</u>の規定により読み替えて準用される.....</p>
<p>(廃 止) (廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">第4款 陳腐化償却</p> <p><u>(陳腐化の意義)</u> 6-4-9 令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により準用される令第60条の2(陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例)に定める減価償却資産の陳腐化とは、連結法人の有する減価償却資産が現実に旧式化し当該減価償却資産の使用によってはコスト高、生産性の低下等により経済的に採算が悪化すること、流行の変遷、経済的環境の変化等により製品、サービス等に対する需要が減退し、当該減価償却資産の経済的価値が低下すること等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいうものとする。</p> <p><u>(著しい陳腐化の意義)</u> 6-4-10 令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第60条の2第1項(陳腐</p>

改 正	改 正 前
<p>後</p> <p>(廃 止)</p>	<p>化した減価償却資産の償却限度額の特例)に定める減価償却資産が著しく陳腐化した場合は、連結法人の有する減価償却資産が陳腐化したことにより、その減価償却資産の使用可能期間がその減価償却資産の償却につき採用している耐用年数(法定耐用年数より短い年数を採用している場合には、法定耐用年数)に比しておおむね10%以上短くなった場合をいうものとする。</p> <p><u>(陳腐化償却の計算単位)</u></p> <p>6-4-11 令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第60条の2第1項(陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例)の規定による陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例の適用単位については、6-3-29に準ずる。</p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(陳腐化償却の場合の使用可能期間)</u></p> <p>6-4-12 令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第60条の2第1項(陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例)に規定する「使用可能期間」の計算については、6-3-30又は6-3-31に準ずる。この場合において、当該減価償却資産の更新又は廃棄の時期が具体的な資金計画、設備投資計画等において明らかされており、かつ、その計画等が連結法人の業種、業態、規模等に照らして妥当なものであると認められるときは、その計画等に基づきその使用可能期間を算定する。</p> <p><u>(陳腐化資産に資本的支出がある場合の修正帳簿価額の計算)</u></p> <p>6-4-13 令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第60条の2第1項(陳腐</p>

改 正 後	改 正 前
	<p> <u>化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定を適用する場合において、陳腐化した減価償却資産につきその取得後同項の規定を適用する連結事業年度（以下この款において「適用年度」という。）前の各連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下6-4-13において「各適用前事業年度」という。）において資本的支出があるときは、その減価償却資産に係る同項第2号に掲げる帳簿価額は、次のいずれかに掲げる額又はこれらの額の計算方法に類する方法により計算される額によること</u> <u>ができる。</u> </p> <p> <u>(1) 次のイ及びロに掲げる額の合計額</u> </p> <p> <u>イ 当初の取得価額につき使用可能期間を基礎として計算される未償却残額</u> <u>ロ 各適用前事業年度ごとに、その支出された資本的支出の額の合計額を一</u> <u>の資本的支出の額とし、かつ、その資本的支出の額が当該各適用前事業年</u> <u>度開始の日において支出されたものとした場合において、その資本的支出</u> <u>の額につき使用可能期間を基礎として計算される未償却残額の合計額</u> </p> <p> <u>(2) 次のロに対するイの割合を未償却残額割合とした場合におけるその連結法</u> <u>人が採用している耐用年数に係る未償却残額割合に対応する経過年数を計算</u> <u>し、次にその減価償却資産の使用可能期間についてその経過年数を経過した</u> <u>ものとしたときに計算される未償却残額割合をその減価償却資産の取得価額</u> <u>（各適用前事業年度に支出された資本的支出の額がある場合には、その資本</u> <u>的支出の額の合計額を加算した金額。以下6-4-13において同じ。）に乘じ</u> <u>て計算した金額</u> </p> <p> <u>イ 適用年度開始の日における陳腐化した減価償却資産の帳簿価額</u> <u>ロ その減価償却資産の取得価額</u> <u>Ⅲ 未償却残額割合は、その計算された割合に近い未償却残額割合のいずれ</u> <u>かを選択することができる。</u> </p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>(償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合)</p> <p>6-4-9</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)</p> <p>6-4-10</p> <p>6-4-10.....6-4-10.....</p> <p>(併)</p> <p>(堅牢な建物等の改良後の減価償却)</p> <p>6-4-11</p> <p>.....適用)に係る.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(陳腐化資産の償却超過額等)</p> <p>6-4-14 陳腐化した減価償却資産につき、令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第60条の2第1項(陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例)の規定の適用がある場合には、その減価償却資産について生じていた償却超過額又は評価損の否認金の額は、適用年度の損金の額に算入する。</p> <p>第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>(償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合)</p> <p>6-4-15</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)</p> <p>6-4-16</p> <p>6-4-16.....6-4-16.....</p> <p>(併)</p> <p>(堅牢な建物等の改良後の減価償却)</p> <p>6-4-17</p> <p>.....準用)の規定により読み替えて準用される.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

十九 資産の評価損

改	正	後	改	正	前
(上場有価証券等の価額)					
8-1-18		8-1-18	
 <u>括弧書</u> <u>かつこ書</u>	
(注1)		(注1)	
2 <u>括弧書</u>		2 <u>かつこ書</u>	

二十 役員給与等

改	正	後	改	正	前
(連結法人の機構上職制を定めていない場合の特例)					
8-2-5		8-2-5	
 <u>括弧書</u> <u>かつこ書</u>	
(算定方法の内容の開示)					
8-2-18		8-2-18	
 <u>全て</u> <u>すべて</u>	
(1)		(1)	
(2)		(2)	
(3)		(3)	
(注)		(注)	
(役員の方掌変更等の場合の退職給与)					
8-2-31		8-2-31	

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(併)</p> <p>(役員が使用人兼務役員に該当しなくなった場合の退職給与)</p> <p>8-2-36</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(同時に支給を受ける<u>全て</u>の使用人)</p> <p>8-2-43</p> <p>(出向者に対する給与の<u>較差補填</u>)</p> <p>8-2-46<u>補填</u>.....</p> <p>(併)</p> <p>.....<u>補填</u>.....</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(併)</p> <p>(役員が使用人兼務役員に該当しなくなった場合の退職給与)</p> <p>8-2-36</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(同時に支給を受ける<u>すべての</u>使用人)</p> <p>8-2-43</p> <p>(出向者に対する給与の<u>較差補てん</u>)</p> <p>8-2-46<u>補てん</u>.....</p> <p>(併)</p> <p>.....<u>補てん</u>.....</p> <p>1</p> <p>2</p>

二十一 保険料等

改	正	後	改	正	前
(役員又は使用人の建物等を保険に付した場合の支払保険料)					
8-3-13 <u>括弧書</u> <u>かっこ書</u>	8-3-13 <u>かっこ書</u>
(1)	(1)
(2)	(2)

二十二 負担金

改	正	後	改	正	前
(特定の損失又は費用を <u>補填</u> するための業務の範囲)					
8-7-2	8-7-2
(1) <u>補填</u>	(1) <u>補てん</u>
(2)	(2)
(3) <u>補填</u>	(3) <u>補てん</u>

二十三 その他の経費

改	正	後	改	正	前
(同伴者の旅費)					
8-8-8	8-8-8
(1)	(1)
(2)	(2)
(3) <u>堪能な者</u>	(3) <u>たんのうな者</u>

改	正	後	改	正	前
		(災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担保金等) 8-8-19 <u>補填</u>			(災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担保金等) 8-8-19 <u>補てん</u>

二十四 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

改	正	後	改	正	前
		(保険金等の範囲) 9-5-1 (1) (2) <u>補填</u>			(保険金等の範囲) 9-5-1 (1) (2) <u>補てん</u>

二十五 交換により取得した資産の圧縮記帳

改	正	後	改	正	前
		(交換の対象となる建物附属設備等) 9-6-5 <u>括弧書</u>			(交換の対象となる建物附属設備等) 9-6-5 <u>かっこ書</u>

二十六 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>10-2-16</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(借)1</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p><u>全て</u>.....</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>10-2-17<u>括弧書</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(貸倒損失の範囲一返品債権特別勘定の繰入額等)</p> <p>10-2-24</p> <p>(1)</p>	<p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>10-2-16</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(借)1</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p><u>すべて</u>.....</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>10-2-17<u>かつこ書</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(貸倒損失の範囲一返品債権特別勘定の繰入額等)</p> <p>10-2-24</p> <p>(1)</p>

改	正	後	改	正	前
(2)			(2)		
(3) <u>補填</u>			(3) <u>補てん</u>		

二十七 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改	正	後	改	正	前
(再生手続開始の決定に準ずる事実等)			(再生手続開始の決定に準ずる事実等)		
11-2-1 令第117条第5号..... <u>前各号</u>			11-2-1 令第117条第4号..... <u>前3号</u>		
(1) <u>第4号</u>			(1) <u>第3号</u>		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
..... <u>恣意性</u> <u>し意性</u>		
(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)			(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)		
11-2-2			11-2-2		
ただし、当該金額が、当該連結確定申告書に添付する連結親法人又は連結子法人に係る連結法人税申告書別表七の二付表一の「 <u>連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書</u> 」に控除未済連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額に満たない場合には、当該控除未済連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額による。					
(第3号に掲げる場合に該当しない場合)			(第3号に掲げる場合に該当しない場合)		
11-2-5			11-2-5		
..... <u>第33条第7項</u> <u>第33条第6項</u>		
..... <u>第33条第8項</u> <u>全て</u>		 <u>第33条第7項</u> <u>す</u>		

改	正	後	改	正	前
(借)		(借)	
	(製造業者等が負担する為替損失相当額等)			(製造業者等が負担する為替損失相当額等)	
	17-1-11			17-1-11	
	(1)			(1)	
	(2) 製造業者等 <u>全て</u>			(2) 製造業者等 <u>すべて</u>	

三十 外貨建資産等の換算等

改	正	後	改	正	前
	(期末時換算法一連結事業年度終了の時ににおける為替相場)			(期末時換算法一連結事業年度終了の時ににおける為替相場)	
	17-2-5			17-2-5	
 <u>全て</u> <u>すべて</u>	
	(借) 1			(借) 1	
	2			2	
	(2以上の先物外国為替契約等を締結している場合の契約締結日の特例)			(2以上の先物外国為替契約等を締結している場合の契約締結日の特例)	
	17-2-8			17-2-8	
 <u>全て</u> <u>すべて</u>	
	(借) 1			(借) 1	
	2			2	
	(届出の効力)			(届出の効力)	
	17-2-14			17-2-14	

改 正 後	改 正 前
<p>……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>……………<u>適用</u>に係る……………</p> <p>(換算方法の変更申請があった場合等の「相当期間」)</p> <p>17-2-15 一旦……………<u>適用</u>に係る……………</p> <p>令第155条の6に係る……………</p> <p>(註) ……………</p>	<p>……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>……………<u>準用</u>の規定により読み替えて準用される……………</p> <p>(換算方法の変更申請があった場合等の「相当期間」)</p> <p>17-2-15 <u>いったん</u>……………<u>準用</u>の規定により読み替えて準用される……………</p> <p>……………</p> <p>令第155条の6の規定に読み替えて準用される……………</p> <p>(註) ……………</p>

三十一 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>……………</p> <p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>18-2-4 ……………</p> <p>……………<u>同条第22項</u>……………</p> <p>(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)</p> <p>18-2-7 ……………</p> <p>……………<u>括弧書</u>……………</p>	<p>……………</p> <p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>18-2-4 ……………</p> <p>……………<u>同条第24項</u>……………</p> <p>(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)</p> <p>18-2-7 ……………</p> <p>……………<u>かつ書</u>……………</p>

三十二 受益者等課税信託による損益

改	正	後	改	正	前
(受益者とみなされる委託者)					
18-4-8		18-4-8	
(1)		(1)	
(2)		(2)	
 <u>全て</u> <u>すべて</u>	

三十三 所得税額の控除

改	正	後	改	正	前
(利子計算期間の中途で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算)					
19-2-7		19-2-7	
(1)		(1)	
 <u>括弧書</u> <u>かっこ書</u>	
(2)		(2)	
(併)		(併)	
(連結法人税額から控除する所得税額の計算)					
19-2-13		19-2-13	
 <u>全て</u> <u>すべて</u>	

三十四 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
(外国人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)	(外国人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)
19-3-1 <u>全て</u> (併)	19-3-1 <u>すべて</u> (併)
(連結国外所得金額の計算)	(連結国外所得金額の計算)
19-3-9 <u>括弧書</u>	19-3-9 <u>かっこ書</u>
(連結国外所得金額の計算[における連結欠損金の繰越控除等の不適用])	(連結国外所得金額の計算[における連結欠損金の繰越控除等の不適用])
19-3-10 <u>法第64条の4</u>	19-3-10 <u>法第68条の4</u>
(販売費、一般管理費等の配賦)	(販売費、一般管理費等の配賦)
19-3-12 <u>全て</u> (併) 1 <u>較差補填金</u> 2	19-3-12 <u>すべて</u> (併) 1 <u>較差補てん金</u> 2
(貸付金に準ずるもの)	(貸付金に準ずるもの)
19-3-27 <u>括弧書</u> (1) (2)	19-3-27 <u>かっこ書</u> (1) (2)

改	正	後	改	正	前
(3)			(3)		
(4)			(4)		
(5)			(5)		
(6)			(6)		
(7)			(7)		
(8)			(8)		
(所得率等が変動した場合の取扱い)			(所得率等が変動した場合の取扱い)		
19-3-30			19-3-30		
④1			④1		
2			2		
..... <u>括弧書</u> <u>括弧書</u> <u>かつこ書</u> <u>かつこ書</u>		
(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)			(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)		
19-3-35			19-3-35		
..... <u>括弧書</u> <u>かつこ書</u>		
(前3年内連結事業年度において外国法人税額を損金算入した場合の個別控除余 裕額の取扱い)			(前3年内連結事業年度において外国法人税額を損金算入した場合の個別控除余 裕額の取扱い)		
19-3-38			19-3-38		
..... <u>全て</u> <u>すべて</u>		
.....				

三十五 中小企業者である連結法人の軽減税率

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>大法人による完全支配関係</u>) 19-5-1<u>法第66条第6項第2号</u>《<u>中小企業者等に対する軽減税率の適用</u>》の「<u>大法人</u>」.....</p>	<p>(<u>大法人による完全支配関係</u>) 19-5-1<u>法第66条第6項第2号イ</u>《<u>中小企業者等に対する軽減税率の適用</u>》に規定する「<u>資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</u>」(以下<u>19-5-1</u>において「<u>大法人</u>」という。).....</p>

三十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>改正通達の適用時期</u>) <u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u> (1) <u>この法令解釈通達による改正前の5-2-11の取扱いは、平成23年3月31日以前に開始した連結事業年度(同年4月1日以後に開始し、かつ、同年6月30日前に終了する連結事業年度を含む。)における期末棚卸資産の評価額の計算については、なお従前の例による。</u> (2) <u>この法令解釈通達による改正後の6-3-30の2、6-3-31の2の取扱いは、平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度において同年6月30日以後に令第57条第1項(耐用年数の短縮)の承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却限度額の計算について適用する。</u> (3) <u>この法令解釈通達による改正前の6-4-9から6-4-14までの取扱いは、平成23年3月31日以前に開始した連結事業年度において、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第196号)による改正前の令第</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>60 条の2第1項(陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例)の承認を受けた場合(同年4月1日以後に開始した連結事業年度において同年6月30日前に同項の承認を受けた場合を含む。)のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却限度額の計算については、なお従前の例による。</u></p>	